

○経済産業省告示第百九十七号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等（平成二十一年経済産業省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年九月十八日から施行する。

平成二十七年九月十八日

経済産業大臣　宮沢　洋一

第一号に次のように加える。

レ　南スーザンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる南スーザンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等を指定する件（平成二十七年外務省告示第三百二十三号）で定めるものをいう。）

新 旧 対 照 表

○ 外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等（平成二十一年経済産業省告示第二百二十九号）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
一 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて次に掲げるものに対して行うもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払	レ イヽタ （略） 南ス－ダンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる南ス－ダンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等を指定する件（平成二十七年外務省告示第三百二十三号）で定めるものをいう。）	一 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて次に掲げるものに対して行うもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払
二・三 （略）	イヽタ （新設） （略）	二・三 （略）